（第１号様式　第６条関係）

　　年　　月　　日

　京都市長　　　様

法人等所在地

法人等名称

代表者名

京都市社会的養護関係施設機能強化補助金交付申請書

　京都市社会的養護関係施設機能強化補助金の交付を受けたいので、京都市補助金等の交付等に関する条例第９条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　交付申請額　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　事業内容等

|  |  |
| --- | --- |
| 事業を実施する施設名 |  |
| 施設種別 |  |
| 事業種別（いずれかに○） | 乳児院 | ①入所児童の退所に向けた準備施設の整備②退所児童同士の交流や退所児童及びその保護者を対象とした相談援助を行う設備の整備③本体施設のユニット化及びグループホームの設置④本体及びグループホームの設備等の更新⑤本体及びグループホームの開設後に必要な整備・備品購入⑥その他、施設において整備・購入が必要と考えられるもの⑦ファミリーホームの設置・拡充（＊）⑧一時保護専用設備の整備（＊） |
| 母子生活支援施設 | ①保育室・学習室の整備②サテライト型母子生活支援施設の整備③退所児童同士の交流や退所世帯を対象とした相談設備等の整備④本体施設等の設備等の更新⑤本体施設等に必要な整備・備品購入⑥その他、施設において整備・購入が必要と考えられるもの⑦ファミリーホームの設置・拡充（＊）⑧緊急一時保護用居室の整備（＊） |
| 児童養護施設児童心理治療施設 | ①保育室・学習室の整備②入所児童及び退所児童の自立に向けた準備施設の整備③退所児童同士の交流や退所児童等を対象とした相談設備等の整備④本体施設のユニット化及びグループホームの設置⑤本体施設及び地域小規模児童養護施設等の設備等の更新⑥本体施設及び地域小規模児童養護施設等の開設後に必要な整備・備品購入⑦その他、施設において整備・購入が必要と考えられるもの⑧ファミリーホームの設置・拡充（＊）⑨一時保護専用設備の整備（＊） |

※　＊印のある事業は一定の条件を満たした場合に実施が可能となります。

３　添付書類

（１）予算書（事前申請の場合）又は決算報告書（事後申請の場合）

（２）事業計画書（事前申請の場合）又は事業実績報告書（事後申請の場合）

（３）その他参考となる書類

（第４号様式　第８条第１項関係）

　　年　　月　　日

　京都市長　　　様

法人等所在地

法人等名称

代表者名

京都市社会的養護関係施設機能強化補助金変更交付申請書

　　　年　　月　　日付け　　　　　　　　第　　　号により交付の決定を受けた京都市社会的養護関係施設機能強化補助金について、次のとおり変更したいので、京都市補助金等の交付等に関する条例第１１条第１項第１号の規定により、次のとおり関係書類を添えて変更の承認を申請します。

１　変更内容及び変更理由

|  |  |
| --- | --- |
| 変更内容（いずれかに○） | ①事業内容の変更、②経費の配分の変更③その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 変更理由 |  |

２　補助金交付変更額

（１）既交付決定額　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

（２）変更承認申請額　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

（３）差引増減額　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

３　添付書類

（１）変更後の予算書

（２）変更後の事業計画書

（３）その他参考となる資料

（第６号様式　第８条第３項関係）

　年　　月　　日

　京都市長　　　様

法人等所在地

法人等名称

代表者名

京都市社会的養護関係施設機能強化補助金中止・廃止承認申請書

　　　年　　月　　日付け　　　　　　　　第　　　号により交付の決定を受けた京都市社会的養護関係施設機能強化補助金について、京都市補助金等の交付等に関する条例第１１条第１項第２号の規定により、次のとおり補助事業の中止・廃止の承認を申請します。

　中止・廃止の理由

|  |
| --- |
|  |

（第７号様式　第１０条関係）

　　年　　月　　日

　京都市長　　　様

法人等所在地

法人等名称

代表者名

京都市社会的養護関係施設機能強化補助金実績報告書

　　　年　　月　　日付け　　　　　　　　第　　　号により交付の決定を受けた京都市社会的養護関係施設機能強化補助金について、京都市補助金等の交付等に関する条例第１８条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

１　実績額　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　既交付額　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　差引残額　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

４　添付書類

（１）決算報告書

（２）事業実績報告書

（３）その他参考となる資料